○外務省告示第二十四号

セーシェル共和国政府及びガーナ共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、それぞれ、平成二十七年十一月二日及び平成二十七年十二月二十二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年一月三十一日にセーシェル共和国について、また、平成二十八年三月二十一日にガーナ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十七年十一月二日付け及び同年十二月二十二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十五号

平成二十年五月三十日にダブリンで作成された「クラスター弾に関する条約」の締約国につき、平成二十八年一月十八日現在で、次のとおり追加があった（平成二十二年七月九日外務省告示第三百二十九号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
マリ共和国	平成二十二年六月三十日	平成二十二年十二月一日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年八月二十三日	平成二十三年二月一日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十二年九月七日	平成二十三年三月一日
モナコ公国	平成二十二年九月二十一日	平成二十三年三月一日
チュニジア共和国	平成二十二年九月二十八日	平成二十三年三月一日
カーボヴェルデ共和国	平成二十二年十月十九日	平成二十三年四月一日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年十月二十九日	平成二十三年四月一日
グアテマラ共和国	平成二十二年十一月三日	平成二十三年五月一日
レバノン共和国	平成二十二年十一月五日	平成二十三年五月一日
パナマ共和国	平成二十二年十一月二十九日	平成二十三年五月一日
ギニアビサウ共和国	平成二十二年十一月二十九日	平成二十三年五月一日
チリ共和国	平成二十二年十二月十六日	平成二十三年六月一日
エルサルバドル共和国	平成二十三年一月十日	平成二十三年七月一日
ガーナ共和国	平成二十三年二月三日	平成二十三年八月一日
ポルトガル共和国	平成二十三年三月九日	平成二十三年九月一日
モザンビーク共和国	平成二十三年三月十四日	平成二十三年九月一日
リトアニア共和国	平成二十三年三月二十四日	平成二十三年九月一日
ブルガリア共和国	平成二十三年四月六日	平成二十三年十月一日
コスタリカ共和国	平成二十三年四月二十八日	平成二十三年十月一日
ボツワナ共和国	平成二十三年六月二十七日	平成二十三年十二月一日
セネガル共和国	平成二十三年八月三日	平成二十四年二月一日
クック諸島	平成二十三年八月二十三日	平成二十四年二月一日
アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十三年九月八日	平成二十四年三月一日
イタリア共和国	平成二十三年九月二十一日	平成二十四年三月一日
チリ共和国	平成二十三年九月二十二日	平成二十四年三月一日
ドミニカ共和国	平成二十三年十二月二十日	平成二十四年六月一日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十四年二月一日	平成二十四年八月一日
コートジボワール共和国	平成二十四年三月十二日	平成二十四年九月一日
ホンジュラス共和国	平成二十四年三月二十一日	平成二十四年九月一日
スウェーデン王国	平成二十四年四月二十三日	平成二十四年十月一日
トーゴ共和国	平成二十四年六月二十二日	平成二十四年十二月一日
ハンガリー	平成二十四年七月三日	平成二十五年一月一日
カメルーン共和国	平成二十四年七月十二日	平成二十五年一月一日
スイス連邦	平成二十四年七月十七日	平成二十五年一月一日
ペルー共和国	平成二十四年九月二十六日	平成二十五年三月一日
オーストラリア連邦	平成二十四年十月八日	平成二十五年四月一日
ナウル共和国	平成二十五年二月四日	平成二十五年八月一日
リヒテンシュタイン公国	平成二十五年三月四日	平成二十五年九月一日
チャド共和国	平成二十五年三月二十六日	平成二十五年九月一日
ボリビア多民族国	平成二十五年四月三十日	平成二十五年十月一日
イラク共和国	平成二十五年五月十四日	平成二十五年十一月一日
コンゴ共和国	平成二十六年九月二日	平成二十七年三月一日
ギニア共和国	平成二十六年十月二十一日	平成二十七年四月一日
パラグアイ共和国	平成二十七年三月十二日	平成二十七年九月一日
カナダ	平成二十七年三月十六日	平成二十七年九月一日
南アフリカ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年十一月一日
ルワンダ共和国	平成二十七年八月二十五日	平成二十八年二月一日
アイスランド共和国	平成二十七年八月三十一日	平成二十八年二月一日